第21回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和５年２月27日（月）午後１時51分から２時51分

2　会議の場所　　新月公民館 研修室１・２

3　出席農業委員（13名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志（欠）	

4　出席農地利用最適化推進委員（12名）

15番　松　敏明	16番　村上正博	17番　千葉清幸
18番　白幡高二	19番　千葉三幸	20番　佐藤信行（欠）
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員
14番　吉田幸志

6　欠席農地利用最適化推進委員
20番　佐藤信行

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員
なし

8　議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
第６　議案第５号　非農地証明願について
第７　議案第６号　令和５年度気仙沼市農作業標準賃金額の決定について
第８　報告第１号　農地賃貸借契約の合意解約の報告について
　　報告第２号　農地現状変更届の報告について
第９　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主幹	村上　将
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後１時 51 分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，13 人であります。 定足数に達しておりますので，第 21 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，14 番吉田幸志君の１人であります。農地利用最適化推進委員は，20 番佐藤信行君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，３番尾形稔君と４番中村義之君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町高岡。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については議案書記載のとおりであります。当初計画の許可日許可番号は令和２年 11 月 12 日気振指令第 509 号。変更後の計画は，倉庫建設を取りやめ，製炭炭窯の規模を縮小し，配置変更をするものであります。 以上，受付番号１番の１件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。家庭の事情で，規模を縮小するということなので，問題ないと思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会において，担当委員の御報告をいただいて審議いたしましたが，許可相当ということでありました。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）

議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，本吉町直伝。議案関係図面は６ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであります。譲受人の経営面積は3,265㎡。労働力は３人。従事日数は250日。農機具等は耕耘機１台を所有しています。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。この農地は，階上大谷土地改良区の圃場整備地区内であります。ここは以前から大谷の担い手の方が一括して耕作しています。従って今回も，農地はそのまま借りて全部耕作をするということですので，問題はないと見てまいりました。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会において，担当委員の調査報告をいただきまして審議いたしましたけれども，許可相当となりました。よろしくお願いします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）

議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書を交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，南ヶ丘二丁目。議案関係図面は８ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであります。都市計画区域内。第一種住居地域。農業振興地域外の農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は駐車場でございます。自家用車３台，来客用１台の駐車場整備で，転用許可を得ないまま駐車場として使用していたことに対し，始末書の提出がありました。 以上，受付番号１番の１件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。15 番松委員。
15 番松委員	15 番松です。この現場は市民会館から入る一本道で，先は行き止まりのところでございまして，車１台がやっと通れるぐらいの狭隘な場所でございます。畑ということが分からなかったということで始末書が出ているのですけど，今回，気仙沼市内のこのケースは，仕方ないといえばしかたないというようなことで，これを畑に戻せということは，なかなか委員会としては，ちょっと言いかねるということで，御了承願いたいと思います。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会において，これも審議いたしましたけれども，担当委員の調査によりまして，許可相当ということになりました。よろしくお願いします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。

議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，台。議案関係図面は 11 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については，省略して説明します。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は太陽光発電システム設置でございます。太陽光パネル 144 枚です。 受付番号２番，本吉町下要害。議案関係図面は 20 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域内。農振青地です。目的は資材置場等で一時転用であります。側溝布設工事の資材置場，重機・車両置場，休憩所，倉庫，仮設トイレの設置であります。 受付番号３番，長磯原。議案関係図面は 24 ページになります。都市計画区域内の用途なし地域。農業振興地域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は通路建設でございます。当該地を譲り受け，隣接地と一体で通路として利用するものであります。 受付番号４番，松崎浦田。議案関係図面は 27 ページになります。都市計画区域内。第二種住居専用地域。農業振興地域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は作業車両駐車場でございます。作業車両 25 台分です。 受付番号５番，唐桑町中井。議案関係図面は 30 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は太陽光発電敷地の建設でございます。太陽光パネル 224 枚。 受付番号６番，本吉町後田。議案関係図面は 34 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。目的は駐車場敷地でございます。整備車両保管用駐車場６台分です。 以上，受付番号１番から６番の６件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。12 番吉田委員。
12 番吉田委員	12 番吉田です。場所は月立保育所から左に山手へ上がった１番奥のところです。当該地は休耕地となっていまして，太陽光設備ということですけれども，周りには排水などは問題ないと思いますので，許可相当だと思います。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。申請地の方は，前にも別の転用目的で一時転用された場所なのですけども，そこの，また新しく一時転用で資材置場として使用したいということだったのですけども，現地の方を確認いたしまして，何ら問題のないことを確認いたしております。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。昨日，階上面瀬の委員４名で見てまいりました。ＢＲＴの陸前階上駅から 20ｍくらい離れたところでございます。３つに並んでいるのですけども，庭先に通路の細いところを通っている状況で。全く問題はないというふうに協議してまいりました。以上です。

議　　長	受付番号４番はいかがですか。13 番畠山委員。
13 番畠山委員	13 番畠山です。この土地は，国道に道路を付ける以外は袋小路になっていて，申請者に買ってもらわなければ使い道のない農地です。そういう中において周辺に農地はございませんので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。19 番千葉委員。
19 番千葉委員	19 番千葉です。24 日に現地調査へ行った結果は，現地は若干傾斜地ではありますが，周辺の畑に影響はないと思われますので，よろしくお願いします。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。この土地は，階上と大谷の境の，大谷分のところですが，先月，農振除外で１回審議されております。今回は農転ということで，引き続き申請がありました。問題がないと思います。以上です。
議　　長	受付番号１番から６番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会において，各地区担当委員から調査報告をいただきましたけれども，審議の結果，各案件とも許可相当となりました。以上でございます。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，田中前三丁目。議案関係図面は 38 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については，省略して説明します。農地以外に供された事由は，申請地は令和４年の相続により取得しましたが，約 34 年位前に申請者の父と法人との賃貸借契約により，法人に貸し渡し，法人が隣接の土地に建物を建設し，申請人の父が所有する土地は，その敷地の一部となっていました。なお，現在も同様の状態のままであり，賃貸借契約も申請人が承継しております。顛末書の提出があります。農地以外に供された時期は平成元年１月 10 日です。 受付番号２番，岩月千岩田。議案関係図面は 43 ページになります。農地以外に供

	された事由は，令和４年の相続により取得しましたが，約 40 年位前に祖父の時代より養殖業の作業場として使用しておりました。また，実家の北側に位置していますが，昭和 50 年に増築した際には，既に竹林が生い茂っている状況にありました。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳であります。 以上，受付番号１番と２番の２件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
議　　長	受付番号１番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。この案件は，田中前の区画整理地内でありまして，区画整理後，すぐに法人が駐車場として利用しております。農地への復元性はありませんので，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。昨日４名で見てまいりました。昨年，相続によって取得して分かったような状態のところでございまして，作業小屋もありましたけれども，都市計画区域内でもあり，やむを得ないということで，非農地証明，異議ございません。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会で審議の結果，地区担当委員の報告がございまして，各案件とも許可相当ということになりました。よろしくお願いします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。受付番号１番について，これ申請内容をよく見ると，これ非農地証明で済むのかな，それとも農地転用ではないのかなとも思われますので，事務局の方で申請受付の段階で，きちんと処理しておけば，このようなことは無かったのではないか。よろしくお願いします。
議　　長	はい，事務局，説明をお願いします。
議　　長	暫時の間，休憩いたします。
議　　長	再開をいたします。 事務局，お願いします。
村 上 主 幹	髙橋委員にお答えいたします。現場の方が，そのとおり，法人の敷地になっているような現状と現在の状況を確認する部分において，農地の復元性が，先ず無いのではないかというふうに見て来ましたので，今回，非農地の部分で総会の審議をお願いしたしだいであります。事務局では，現場の確認と顛末の内容の部分で今回の非農地での申請を受け付けました。以上です。
議　　長	はい，６番髙橋委員，よろしいですか。
６番髙橋委員	６番髙橋です。あと委員の皆さんが，事務局でそう思ったということですから，委

	員みんなで，今後とも，このような案件が出てきたら，転用でなくて，全部，非農地証明でやっていいことになるわけですけども，そういうようなことをしたら，転用がほとんど無くていいことになってしまう。その辺あたりを今後，転用にかけるか非農地証明にかけるか，明確にしておかないと，多分混同するのではないかと思うのですが，いかがですか。
議　　長	はい，皆さん，ただいまの意見に対して，どなたか意見はありませんか。 はい，４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。私，ちょっと早く総会会場に来て，その現場の写真を見せてもらいましたけれども，その場合だと現実的に現状復旧というのは難しいのだと思うのです。常識的に考えても難しい。それで，これを非農地で受けないで，転用になったらば，その当時やっていた農業委員さんとか市が何をやっていたのやと，県から絶対に言われます。そういうことは実際にはなかったのだから。今回の場合は，これ悪意であっても，もう時効成立してしまうから。これはあくまでも，県には進達しない方が市としては，かえってよいやり方だと思う。こういうのは，もう非農地で受けるしかないのです。現状復旧できるのであれば，ですけども。こういうのは全てこのようにいくというのではなくて，その申請する人に，ちゃんときちんと説明してやらないとダメなのですけど。今回は，先ず，どう考えてもしょうがないことだと思われます。以上です。
議　　長	ありがとうございます。 ６番髙橋委員さん，今の中村委員さんの発言でよろしいですか。
６番髙橋委員	６番髙橋です。ダメです。内容を目にさらすなとか，隠せとか，そのへん辺りが，ちょっとなんか後ろめたいわけですけど。要するに，これ自体は転用にして何が悪いのですかということになってくる。ただ正式に，もう顛末書も出しているし，今から転用にしてしまいますと手続き上やれば，農地ではなくて宅地になっていくわけですね。地目上は田になっているところを，それを変えるという時に，転用という方法があったわけですけれども，それを過去のことが，どうのこうのと言っていること自体が，もしかしたら，もうちょっとおかしくなってしまうので，現状で見て，今の手続きの方法に乗せたらいいことになりませんか。ということです。
議　　長	はい，４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。役所で現況に，こうかかっているということは，役所の方で，現況主義で宅地として課税しているわけですよね。そうだったらば，逆に情報の共有がなっていないという方が，かえって深刻だと思われるのです。だから事前に土地所有者の方に通知を出すとかするとかする方が賢明だというふうに思われます。役所で最初から認めていたのだから，これ非農地でいいはずなのです。
議　　長	はい，６番髙橋委員さん，いかがですか。
６番髙橋委員	６番髙橋です。また疑義が出てくるのです。それでね，農地パトロールの時の図面を我々事務局からいただいた時に，ふと思ったのですが，農地でありながら宅地になっているとか，重複しているとか，いろいろありましたよね。あれは全部，要するに違反の可能性のある土地を，そういうふうに見て税務課が作っているわけで。ただ，それを事務局さんにお伺いすれば，それは税務課が見るのと農地台帳は違いますよというふうに違っていますから。今の発言で宅地になっているから，それが根拠になるということは，全くないのであって，現況は，そのように見ていると課税する方はいっているのですけども。あくまで農地台帳，農業委員会が，きちんとおさめる書類は，このとおりの田で止まっているわけです。だから，それを手続き上でやるのであれば，正式な手続きでやった方がコンプライアンスから言っても，きちんといけるのではないかな。以上です。

議　　長	暫時休憩いたします。
議　　長	再開します。 ただいま休憩中に，皆さんから大変貴重な御意見をいただきました。非農地証明願の受付番号１番については保留といたします。 次回の総会までに回答いたします。 他にありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第５号受付番号２番について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号受付番号２番については，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，議案第６号「令和５年度気仙沼市農作業標準賃金額の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 12 ページをお開き願います。農業委員会では，農作業員を臨時で雇用する場合や，農作業を受委託する場合の目安にしていただくため，毎年，農作業標準賃金額を設定し，公表しております。設定にあたりましては，設定会議を開催し，委託者，受託者の意見を十分反映させ，お互い納得のいくものとして原案を作成しております。こちらにつきましては，今月 14 日に開催いたしました，令和４年度気仙沼市農作業標準賃金額設定会議において作成した原案に基づき，提案するものです。なお，今年度は委託者４名及び受託者４名を委嘱し，そのほか，農業関係団体及び関係行政機関の担当職員，農業委員会からは会長及び農地・農政の各検討委員長を委嘱し，原案の検討をいただいております。一般作業料金単価については，前年度から５％増の 7,670 円となっております。賃借料情報については，田・畑いずれにつきましても令和４年の賃借料金から求めております。その他の金額につきましても，前年の賃金額から５％増となっており，設定会議の委員から承認を得ております。また，総会に先立ちまして開催した農政検討委員会においても，同様の御説明をいたしたところであり，原案のとおり提案することで同意をいただいたところです。 以上で，議案第６号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関して，農政検討委員長，農政検討委員会の結果の報告をお願いします。
農政検討委員長	13 番畠山です。この件につきましては，１月 25 日の農政検討委員会，それから２月６日に三役の会議，それから２月 14 日に委託者，受託者等の設定委員を入れた中で農作業標準賃金額設定会議の中で検討しまして，今，事務局が説明されましたとおり５％の賃上げということで了承を得ております。特に受け手の方々からは，油代とか，そういうふうな代金が非常に高騰しているということで，10％の値上げをしてく

	ださいというふうな設定会議での話しでありました。ただ近隣の市町村の状況を見ますと，それほど，そこまで上がっておりませんので，まぁ５％ということで落ち着けて同意を得ております。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第６号は，原案のとおり決定いたしました。 この標準賃金額については，関係機関に周知するとともに，市広報等，その他適切な方法により，農家の皆さんにお知らせするなど，公表してまいります。
議　　長	次に，日程第８，報告第１号「農地賃貸借契約の合意解約の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	（報告朗読）
及川次長	（内容説明） それでは，資料，農地賃貸借契約の合意解約，２月総会報告をお開きください。こちらにつきましては，８件，154 筆，288,068 ㎡の合意解約通知がございました。生産組合の法人化により，現在の個人での契約を解約し，法人での契約とするための解約とのことでございます。新規の法人名での契約は４月の予定とのことであります。 以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。
議　　長	次に，報告第２号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	（報告朗読）
及川次長	（内容説明） それでは，資料，農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は，合計１件，１筆，195 ㎡の農地変更届がございました。 以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）

議　　長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議　　長	次に，日程第９，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。 はい，10 番三浦委員。
10 番三浦委員	10 番三浦です。先月 26 日と 27 日に青森県で北海道・東北６県の女性委員の研修会があり，気仙沼のためにと思って，頑張って出席して来ました。２月 10 日の全国農業新聞にも詳しく載ってありますので，もし良かったら見ていただければと思います。研修会には宮城県内の農業会議の井澤部長を含め 15 人の出席でしたが，その研修会後に県内の委員の方々といろいろなお話しをした中で，女性農業委員の登用を国・県からも，だいぶ言われているのですが，なかなかそれが難しいのです。気仙沼と同じようなところも，たくさんあって今後も大変だねという話しもありましたし，そういういろいろな情報交換の中で，状況も気仙沼とね，中山間等，また広いところとは違うからですけれども，難しいなぁという印象もありました。でも，その中のお話しから，まず，元気と勇気と知識をもらって来ました。以上です。
議　　長	はい，寒い中，大変御苦労様でございました。 他にありませんか。 はい，６番髙橋委員
６番髙橋委員	６番髙橋です。前の議題の非農地証明願で，大変皆さんに御検討いただきました。いろいろな話しが出ていましたけれども，これの原因というのがすごく大きいところにあるのですね。そういうことで話しの中には，どなたか言っていましたけれども，過去の委員がそれを云々なんてことを話していましたが。これルーチンですから，決まった法律でやるということは。それを上手く分けていただければ問題なく，みんな通っていくわけで。その原因というのが，農地パトロールの際に違反転用らしきところを調べて事務局へあげてあるわけなのです。事務局からその返事をもらっている委員さんが，何人くらいいるか分かりませんけれども，大谷の場合は全然もらっていません。ずっと累積しています。それは事務局さんだけの人力では多分大変だろうと思います。だから来年に向けては農地パトロールの前に，過去に委員さんが調べた違反らしいところは全部回答をもらいたいということが，まず第１点。これをするのには，事務局だけでなく，我々委員もみんなで関わらなくてはならないと思うので，一人ひとりの判断の責任があるわけなのです。ですから，これ運営審議委員会で検討していただければと思います。その結果を総会で報告してもらえればいいのかなと思います。以上です。
議　　長	貴重な御意見ありがとうございます。 参考にさせていただきます。 他にありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第 21 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後２時 51 分

	令和５年２月 28 日 気仙沼市農業委員会